

福祉環境委員会

令和4年3月7日(月)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】小川委員長、足立副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長(保険年金課長)、藤井地域福祉課長、

板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕森脇市民生活部長、井上環境課長、市原税務課長、土谷資産税課長

〔三隅支所〕田城支所長、鈴木市民福祉課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

議題

1 請願等の意見陳述

(1) 請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について

(2) 陳情第24号 病児・病後児保育に関する陳情について

2 請願第1号 精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について

3 請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について【16人署名あり】

4 陳情審査

(1) 陳情第24号 病児・病後児保育に関する陳情について

5 議案第7号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

6 議案第9号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

7 議案第35号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

8 執行部報告事項

- (1) 浜田市国民健康保険診療所の診療体制について 【健康医療対策課】
- (2) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市地域包括支援センターの名称及び設置場所について 【健康医療対策課】
- (4) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について 【保険年金課】
- (5) (仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について 【環境課】
- (6) 令和4年度 地方税制改正の概要について 【税務課・資産税課】
- (7) 浜田市三隅デイサービスセンターの譲渡について 【三隅支所市民福祉課】
- (8) 浜田市上下水道事業の経営戦略の見直しについて 【管理課・下水道課】
- (9) 水道事業広域化の取組みについて 【管理課】
- (10) 金城地域断水防止対策について 【管理課・工務課】
- (11) 浜田市水道事業協同組合の解散について 【管理課・工務課】
- (12) 不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について 【工務課】
- (13) 浜田市浄化槽設置整備事業補助金要綱の改正について 【下水道課】
- (14) その他
(配布物)
 - ・ 浜田市再犯防止推進計画 【地域福祉課】
 - ・ 浜田市人口状況 (R3.11月末～R4.1月末) 【総合窓口課】
 - ・ 浜田市男女共同参画推進計画 (第4次) [令和4年度～令和9年度] 【人権同和教育啓発センター】

9 所管事務調査

- (1) 生活保護の状況について 【地域福祉課】
- (2) 各種健(検)診及び健康教室等の状況について 【健康医療対策課】
- (3) エssenシャルワーカーの状況について 【健康医療対策課】

10 その他

- 11 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について
【Vol.64 2月号】 (委員間で協議)
- 12 取組課題について (委員間で協議)

2022年 2月10日

浜田市議会議長
笹田 卓 様

請 願 者
住 所 浜田市港町293-2
名 称 石見地区労働組合協議会
議 長 佐々木和敏



紹介議員 芦谷英夫



佐々木豊治

精神保健医療福祉の改善に関する請願書

【請願趣旨】

精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。

しかし、現行の日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取っており、地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活中心となっています。一般病院に比べ、診療報酬は低く抑えられ、施設内の医療スタッフの体制も半分以下と極めて少ない状況です。疾患治療ではなく、精神障害者から社会を守るという日本独特の誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。

日本は、2014年に障害者権利条約を批准しています。すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革をはかることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、地方自治法第99条にもとづいて下記項目についての意見書を国に対し提出していただけますよう請願します。

記

【請願項目】

- 1、良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
- 2、精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。
- 3、入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。
- 4、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること



以上

「精神保健医療福祉の改善に関する意見書」（案）

精神科を受診する人は年間 420 万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっている。

日本の精神科医療は、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院が当たり前になっている。一般病院と比べて低い診療報酬が入院中心を助長し、必要のない入院を生み出す原因ともなっている。また、少ない職員の配置基準が患者の隔離・身体拘束という人権侵害をもたらしており、国際的にも批判を受けている。

日本は 2014 年に障害者権利条約を批准しており、すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革をはかることが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式は、多くの国民にとって精神的な負担となって降りかかっており、適切なメンタルヘルス対策を講じることは喫緊の課題となっている。すべての精神障害者と国民が地域社会でその一員として安心して暮らし続けられる精神保健福祉施策の実現のために、下記の事項について強く要望する。

- 1、良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
- 2、精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。
- 3、入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。
- 4、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

浜田市議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 後藤 茂之 様

令和4年2月10日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

【請願者】

団体名 すくすく球遊会
住 所 浜田市松原町 53-3
代表者 佐藤 仁 

団体名 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会
住 所 浜田市松原町 244-10
代表者 牛尾 博美 

【紹介議員】 三浦 大紀 

子育て支援センター「すくすく」の跡地を
公園として整備することを求める請願

【請願の趣旨】

1 願 意

松原町の子育て支援センター「すくすく」の移転後の跡地について、子どもたちがボールを使って遊ぶことができ、また地域住民の憩いの場となり世代間交流や健康増進も図られる公園として整備されるよう、以下の事項について請願いたします。

- ① ボールを使って遊べる場所にする
- ② 子育て世代が安心して楽しく遊べる場所にする
- ③ 高齢者の健康増進が図られる場所にする
- ④ 世代間交流が図られる場所にする
- ⑤ 駐車場とトイレを整備し利用しやすい公園にする
- ⑥ すくすく廃止後なるべく早く整備を始める
- ⑦ 計画策定にあたっては地域住民の意見をよく聞く

2 理 由

現在、松原町には公園がありません。さらに浜田市でボールが使える場所は非常に少なく、令和4年3月末に廃止となる「すくすく」の跡地をボールが使える遊び場にしてほしいと、昨年7月に開催された「はまだ市民一日議会」で訴えました。また、この地域には高齢者世帯も多く、散歩や軽スポーツなどで健康増進を図る場所も必要です。あわせて世代間交流もでき広く市民が集う憩いの場づくりは、今後のまちづくりに必要なことであると考えるこの請願を提出するものです。

●添付資料：すくすくの跡地をボールが使える広場を希望する署名（16人分）



陳情番号	24
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

浜田市議会議長様

陳情 (重要)

2022年2月10日

病児・病後児保育に関する陳情について

○病児病後児保育の国への要請について

浜田市が国に三度目の確認をするようだ。

常駐とは何かについて、なぜまた国に確認しなければならないのか？

今までの国とのやり取りは何だったのか？

キチンとした説明をしてもらえよう執行部に回答してもらってほしい。

上記について、執行部へ働きかけてほしい。

口頭での説明を希望します。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



**令和 4 年 3 月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（福祉環境委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

目次

議案第7号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第9号	浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について	…	5ページ
議案第35号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	…	7ページ

現行	改正後（案）
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 22 条_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) [略]</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 22 条及び第 22 条の 3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 法第 81 条の 2 第 5 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第 81 条の 2 第 10 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) [略]</p>

現行	改正後（案）
<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第 18 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第 22 条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項_____の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p><u>（保険料の減額）</u></p> <p>第 22 条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第 18 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第 22 条及び第 22 条の 3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 27 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p><u>（低所得者の保険料の減額）</u></p> <p>第 22 条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p><u>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p>第 22 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 18 条又は第 18 条の 5 の基礎賦課額の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、</p>

現行	改正後（案）
〔新設〕	<p><u>当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</u></p>
〔新設〕	<p>2 <u>第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p>
〔新設〕	<p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</u></p>
〔新設〕	<p>4 <u>当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p>
〔新設〕	<p>(1) <u>第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</u></p>
〔新設〕	<p>(2) <u>第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）</u></p>
〔新設〕	<p>5 <u>第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p>
〔新設〕	<p>6 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この</u></p>

現行	改正後（案）
	<p><u>場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</u></p>

現行			改正後（案）		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
〔略〕			〔略〕		
安城地区農業集落排水処理施設	浜田市弥栄町長安本郷 634 番地 3	宮組、寺組の一部、本郷 下の一部	安城地区農業集落排水処理施設	浜田市弥栄町長安本郷 634 番地 3	宮組、寺組の一部、本郷 下の一部
<u>古湊地区漁業集落排水処理施設（処理場を除く。）</u>		<u>古湊東、古湊西の一部</u>	岡見地区農業集落排水処理施設	浜田市三隅町岡見 10 番地 8	朝日ヶ丘、東高縄、西高縄、岡見郷、中山東の一部、中山西の一部
<u>福浦地区漁業集落排水処理施設</u>	浜田市三隅町西河内 <u>2029 番地先公有水面埋立地</u>	<u>福浦、晴海台</u>	〔略〕		
岡見地区農業集落排水処理施設	浜田市三隅町岡見 10 番地 8	朝日ヶ丘、東高縄、西高縄、岡見郷、中山東の一部、中山西の一部			
〔略〕					

現行			改正後（案）		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
〔略〕			〔略〕		
安城地区農業集落排水処理施設	受益者 1 戸につき 15 万円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日	安城地区農業集落排水処理施設	受益者 1 戸につき 15 万円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日
<u>古湊地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>受益者 1 戸につき 10 万 5 千円</u>	<u>集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日</u>	岡見地区農業集落排水処理施設	受益者 1 戸につき 10 万 5 千円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日
<u>福浦地区漁業集落排水処理施設</u>	<u>受益者 1 戸につき 10 万 5 千円</u>	<u>集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日</u>	〔略〕		
岡見地区農業集落排水処理施設	受益者 1 戸につき 10 万 5 千円	集落排水処理施設 使用開始届に記載 された開始日			
〔略〕					

現行	改正後（案）
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の基礎賦課額と第 18 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、63 万円を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、19 万円を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「63 万円」とあるのは「19 万円」と、前項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」とする。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の基礎賦課額と第 18 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、65 万円を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 18 条の 6 の 12 第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。）は、20 万円を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第 22 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 15 条又は第 18 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 6 の 3 又は第 18 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「20 万円」と、前項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」とする。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、</p>

現行	改正後（案）
「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 8」と、「 63 万円 」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」とする。	「第 15 条又は第 18 条の 2」とあるのは「第 18 条の 8」と、「 65 万円 」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 11」とする。

国民健康保険料に係る条例改正について

1. 未就学児に係る均等割の半額軽減

未就学児（小学校入学前年度までの子）の保険料均等割を、半額軽減する制度が創設されます。低所得世帯に対する軽減がすでにかかっている場合でも、残った保険料をさらに半額軽減します。

《保険料軽減例（令和 3 年度保険料の場合）》

子どもにかかる保険料…医療分＋後期高齢者支援金分

（令和 3 年度：医療分均等割 26,500 円、支援金分均等割 8,900 円）

低所得世帯軽減の有無	現在	新軽減適用後	差
軽減なし	35,400 円	17,600 円	−17,800 円
2 割軽減世帯	28,300 円	14,100 円	−14,200 円
5 割軽減世帯	17,600 円	8,800 円	−8,800 円
7 割軽減世帯	10,500 円	5,200 円	−5,300 円

※端数処理の規定上、単純に半額とならない場合があります。

※令和 4 年度の保険料額は今後決定されるため、実際の保険料はこの表のとおりとはなりません。

※令和 3 年 12 月末現在の未就学児被保険者数…104 人

2. 保険料賦課限度額の上限引き上げ

医療分を 2 万円、後期高齢者支援金分を 1 万円、それぞれ引き上げます。これにより、介護分を含めた全体の賦課限度額は、102 万円となります。

《賦課限度額》

	令和 3 年度	令和 4 年度	差
医療分	63 万円	65 万円	+2 万円
支援金分	19 万円	20 万円	+1 万円
介護分（※）	17 万円	17 万円	−
合計	99 万円	102 万円	+3 万円

※介護分は 40 歳～64 歳の被保険者に賦課されます。

（次頁に続く）

<賦課限度額を引き上げる理由>

健康保険法（社会保険）においては、賦課限度額に達する人の割合が0.5%～1.5%の間に収まるよう法定されていますが、その法定のない国民健康保険においては、現在、健康保険法の上限である1.5%を上回っている状況です。

厚生労働省によると、現在のまま限度額を引き上げなければ、令和4年度には限度額超過世帯の割合が国全体で1.68%に達すると試算されましたが、今回の限度額引き上げによって1.58%に抑えられるとしています。

<賦課限度額の推移>

	医療分	支援金分	介護分	合計	引上げ額
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円	—
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円	3万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円	3万円
令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円	
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円	3万円

浜田市国民健康保険診療所の診療体制について

1 医師の体制

職名	現行	令和4年4月以降
職員	2名	1名
任期付短時間職員	2名	2名
会計年度パート医師	0名	1名
派遣		
・浜田医療センターから	1名（週0.5日）	1名（週0.5日）
〃（眼科）	1名（月0.5日）	1名（月0.5日）
・島根県から	1名（週5日）	1名（週5日）
〃（自治医科大卒 研修医）	0名	1名

2 診療所の診療日

診療所名	診療科目	診療日、時間			
		現行		令和4年4月以降	
大麻診療所	内科 漢方内科 心療内科	火・水	14～17時	同左	
波佐診療所	内科 小児科	月・火・水・木	9～12時 14～17時	月・水・木	9～12時 14～17時
			火 (第1・3・5週)	9～12時	
		金・土 (第1・3週)	9～12時	金・土 (第2・4週)	9～12時
小国出張所	内科 小児科	木	14時～ 14時30分	休止（訪問診療は継続）	
あさひ診療所	内科 小児科	月・火・水・木	9～12時 14～17時	月・水・木	9～12時 14～17時
			火 (第2・4週)	9～12時	
		金・土 (第1・3週)	9～12時	同左	
弥栄診療所	内科 小児科	月・火・水・木	9～12時 14～17時	同左	
			金・土 (第2・4週)		
	眼科	木（第3週）	14～17時	水（第3週）	14～17時

※ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休診

新型コロナウイルス感染症関連の状況について

1 新型コロナウイルス感染症患者の状況

オミクロン株の県内流行により1月から患者数が急増しています。

◇患者件数（人）

※令和4年2月23日公表分まで

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度						2			4	4			10
令和3年度	7	13		2	97	56	50			500	134*		859

2 保健所業務への保健師派遣状況

島根県と「新型コロナウイルス感染症の保健所業務に係る保健師派遣協定」を締結し、浜田保健所の要請により1月14日から2月9日まで、保健師派遣を行いました。主に自宅療養者や濃厚接触者の健康観察や検査業務に従事しました。

◇保健師派遣人数（人）

1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
2	2	2	2	3	3	2	5	4	4	4	3	3	3

1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	合計
3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	72

3 新型コロナウイルス感染症電話相談の状況

令和2年4月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請により健康医療対策課・支所市民福祉課において電話相談を実施しています。また、令和3年3月からは、ワクチンに関する相談も県報告に計上することになりましたので、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談も計上しています。

◇相談者数及び相談件数（件）

※令和4年2月22日現在

	相談者数(人)	症状等の健康相談	医療体制	予防・治療	ワクチン副反応	ワクチン一般	その他
令和2年度	273	49	21	10	0	19	178
令和3年度*	5,627	65	10	15	14	4,956	579
4月～12月	4,756	35	9	11	13	4,223	474
1月	546	23	1	2	0	426	96
2月*	325	7	0	2	1	307	9

(注) 相談者の複数相談もあり、相談者数と相談内容の合計は一致しません。

4 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて、浜田市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。1月には、検体採取の内5件の陽性判定がありました。

◇検査件数（件）

※令和4年2月22日現在（ ）は陽性件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度									1	14	4	1	20
令和3年度	9	4	6	5	13	17(2)	4	11	5	43(5)	27		144(7)

浜田市地域包括支援センターの名称及び設置場所について

1 地域包括支援センターの名称について

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として設置され、介護保険法により定められた全国共通の正式名称ではありますが、「各地域での呼び名として、より住民になじみの名称があるなら、そちらを使用しても差し支えない」とされており、独自の通称を用いる自治体も少なくないところです。

この度令和 4 年 4 月から浜田市社会福祉協議会へ業務委託するにあたり、各地域協議会や各地区民生児童委員協議会定例会において説明をさせていただいたところ、地域包括支援センターという名称が、高齢者の相談窓口というイメージにつながらない、名称の変更を検討されてみてはどうか、というご意見をいただき社会福祉協議会とも協議を行い下記の名称とすることになりました。

2 浜田市地域包括支援センターの名称及び設置場所

名称	所在地・TEL
浜田市高齢者相談支援センター (浜田市地域包括支援センター) (本センター)	浜田市野原町 859-1 浜田市総合福祉センター内 TEL : 0855-22-3900
高齢者相談支援センター金城 (サブセンター金城)	浜田市金城町下来原 1541-20 高齢者生活福祉センター内 TEL : 0855-42-2301
高齢者相談支援センター旭 (サブセンター旭)	浜田市旭町今市 637 浜田市旭支所内 TEL : 0855-45-0189
高齢者相談支援センター弥栄 (サブセンター弥栄)	浜田市弥栄町木都賀イ 526-4 杵束まちづくりセンター内 TEL : 0855-48-2194
高齢者相談支援センター三隅 (サブセンター三隅)	浜田市三隅町向野田 581 保健センター内 TEL : 0855-32-1831

島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について

後期高齢者医療に係る保険料率等は、2年ごとに見直しが行われ、島根県後期高齢者医療広域連合が決定します。（賦課限度額及び軽減基準については、政令で規定されます）

毎年7月に広域連合が被保険者の年間保険料を賦課決定し、その決定額に基づき市が徴収に係る納付方法（特別徴収・普通徴収）と期割額、納期限等を決定して徴収業務を行います。

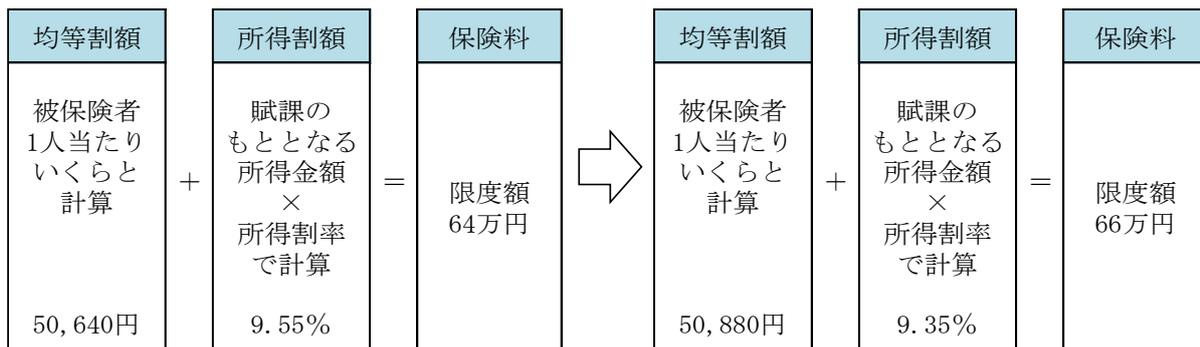
令和4・5年度保険料率等（島根県統一）は、令和4年2月14日に開催された島根県後期高齢者医療広域連合議会において可決され、次のとおり決定されました。

年度	均等割	所得割	保険料限度額
令和4・5年度	50,880円	9.35%	66万円
令和2・3年度	50,640円	9.55%	64万円
年度比	240円増	0.20ポイント減	2万円増

保険料の計算方法

< 令和2・3年度 >

< 令和4・5年度 >



賦課のもととなる所得金額：前年の総所得金額等から基礎控除額 43 万円を差し引いた額です。

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などで社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

※給与所得がある方は、所得金額調整控除が適用される場合があります。

(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

アジア風力発電株式会社が事業主体として、益田市で事業計画のある、「(仮称) 益田匹見風力発電事業」について、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書（以下「準備書という。」）の縦覧及び説明会が開催されますので、報告します。事業計画の概要、準備書の縦覧期間及び説明会の日程等については、下記のとおりです。

記

1 事業計画の概要

(1) 事業主体	アジア風力発電株式会社（東京都港区東麻布）
(2) 事業名称	(仮称) 益田匹見風力発電事業
(3) 建設位置	益田市匹見町（道川地区）
(4) 風力発電機	最大 4,300kW／基を最大 13 基

2 準備書の縦覧期間及び場所

(1) 縦覧期間	令和 4 年 3 月 10 日（木）～令和 4 年 4 月 11 日（月）
(2) 縦覧場所	浜田市役所環境課（東分庁舎 2 階）及び各支所において平日開庁日
(3) 意見等の提出方法	事業主体が縦覧場所に設置する意見箱に、所定の用紙に必要事項を記入し投函、又は事業主体あてに郵送する。 （郵送の場合は、4 月 25 日（月）当日消印有効）
(4) 周知方法	広報はまだ（3 月号）及び浜田市ホームページへ掲載

3 説明会の開催（環境影響評価法第 17 条）

(1) 開催地区	弥栄地区及び金城地区
(2) 開催日時及び場所	<弥栄地区> ・令和 4 年 3 月 20 日（日） 午前 10 時～ ・弥栄会館 <金城地区> ・令和 4 年 3 月 20 日（日） 午後 2 時～ ・ときわ会館（波佐まちづくりセンター）
(3) 周知方法	広報はまだ（3 月号）及び浜田市ホームページへ掲載 （※準備書縦覧とあわせて掲載）

令和4年度 地方税制改正の概要について

「地方税法の一部を改正する法律」等が例年3月31日に公布、一部を除いて4月1日から施行されます。これらの改正点のうち、浜田市税条例の改正が必要なものについては、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分により、令和4年3月31日の条例改正を予定しています。

主な地方税制改正の概要は、次のとおりです。

1 個人住民税関係

(1) 住宅ローン控除の適用期限延長と適用範囲等の変更

令和3年12月31日までに入居した方に適用していた住宅ローン控除を4年間延長（令和7年12月31日まで）する。

令和4年入居分から控除率が1%から0.7%に縮減されるとともに、所得要件が3,000万円以下から2,000万円以下に縮減される。また、借入限度額についても、段階的に縮減する。

【一般住宅（新築）の場合】

項目	入居要件	所得要件 〔控除の適用を受ける年分〕	床面積要件	契約要件 (新築)	借入限度額	控除期間	控除率
改正前	令和3年1月1日 ～ 令和4年12月31日	合計所得金額 3,000万円以下	50㎡以上	令和2年10月1日 ～ 令和3年9月30日	4,000万円	13年	1%
		合計所得金額 1,000万円以下	40㎡以上 50㎡未満				
改正後	令和4年1月1日 ～ 令和5年12月31日	合計所得金額 2,000万円以下	50㎡以上	なし	3,000万円 (既存住宅は 2,000万円)	13年 (既存住宅 は10年)	0.7%
		合計所得金額 1,000万円以下	40㎡以上 50㎡未満				
	令和6年1月1日 ～ 令和7年12月31日	合計所得金額 2,000万円以下	50㎡以上		2,000万円	10年	

※令和4年12月31日までに入居した方は、要件を満たせば改正前の控除を適用する。

※令和6年1月1日以降の入居については、令和5年末までに建築確認を受けた新築住宅に限る。

(2) 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の見直し（令和5年度から）

消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税で控除しきれなかった控除額を住民税で控除する限度額を見直しする。

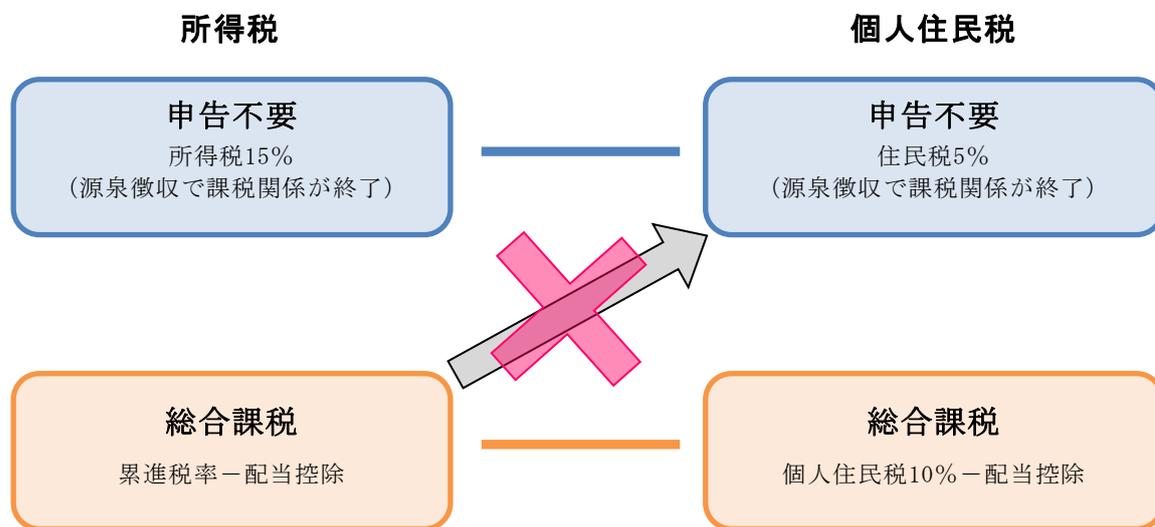
居住年	改正前 平成26年4月～令和3年12月	改正後 令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高9.75万円)

この措置による個人住民税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填される。

(3) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（令和6年度から）

現行制度において、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であったが、金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、課税方式を一致させる措置を講ずる。

見直し案



2 固定資産税関係

(1) 土地に係る負担調整措置について

宅地等に係る負担調整措置について、令和4年度限りの措置として、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とする。

(2) カーボンニュートラルレポートにおける陸上電力供給設備に係る特例措置の創設

国際戦略港湾等において、港湾運営会社が港湾脱炭素化推進事業（仮称）により取得した陸上電力供給設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格に3分の2を乗じた額とする特例措置を創設する。

(3) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例措置の創設

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税について、課税標準の特例率を「わがまち特例」により定め、価格に4分の3を乗じた額とする特例措置を創設する。

(4) 新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長及び適用対象の縮減

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、適用期限を2年延長し、例えば、土砂災害特別警戒区域等において、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外する。

	改正前	改正後
適用期限	令和4年3月31日までに新築された住宅	令和6年3月31日までに新築された住宅
適用除外	—	土砂災害特別警戒区域等において、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅

【減額措置の内容】

新築された住宅に係る固定資産税の税額を、3年度分（地上階数3以上の中高層耐火建築物にあつては、5年度分）、1戸当たり床面積120㎡分に相当する部分の税額の2分の1を減額する。

【適用要件】

（居住割合要件）居住部分の床面積が当該家屋の2分の1以上であること

（床面積要件）居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

※戸建て以外の貸家住宅の場合は40㎡以上280㎡以下

浜田市三隅デイサービスセンターの譲渡について

1 概要

浜田市三隅デイサービスセンター（以下「三隅デイサービスセンター」という。）は、旧三隅町の在宅福祉サービスの拠点として、介護保険制度が始まる前の平成7年に開設し、以降は「公の施設」として指定管理者制度等により管理・運営を行ってきた。

この度、介護保険制度の導入から20年以上が経過し、多くの民間事業者がデイサービス事業に参入し十分なサービスが提供されている状況にあることや、市が所有する公共施設の適正化の観点から、「公の施設」としての位置づけを廃止し、「民間譲渡」の方針の下、民間事業者が運営すべきとの結論に至った。

については、三隅デイサービスセンターの利用者が継続してサービスを利用できるよう、当該施設を譲り受けて、継続して通所介護事業を実施する事業者を募集する。

三隅デイサービスセンター

所在地 浜田市三隅町向野田 395 番地 敷地面積 4,333.11 m²
建物構造 鉄骨造平屋建亜鉛メッキ鋼板葺 延床面積 656 m²
開設年月日 平成7年4月

2 公募形式 公募型プロポーザル方式

3 譲渡公募条件

- (1) 市内に事務所（または事業所）を有している介護事業者（個人を除く）に限る
- (2) 用途は通所介護事業
- (3) 建物は無償譲渡
- (4) 土地は有償貸付
- (5) 職員の継続雇用を希望

4 スケジュール

時期	内容
R4.1.31（月）	第1回浜田市三隅デイサービスセンター運営事業者プロポーザル審査会開催（募集要領、審査基準項目、スケジュール等の決定）
R4.4.1（金）	譲渡公募受付開始
R4.5.13（金）	譲渡公募受付期限
R4.7.29（金）	第2回浜田市三隅デイサービスセンター運営事業者プロポーザル審査会開催（プロポーザル方式による業者の選定）・結果の公表
R4.8～9月	仮契約
R4.12月	市議会での関連事案の議決・本契約
R5.4.1（土）	譲渡（所有権移転）

浜田市上下水道事業の経営戦略の見直しについて

1 見直しの理由

「経営戦略」とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。平成29年3月に策定した浜田市水道事業経営戦略及び浜田市公共下水道事業経営戦略は、計画期間を平成29年度から平成38年度（令和8年度）までとしており現在も計画期間中ですが、給水人口、下水道接続人口の推計値と実績に乖離が生じています。このため、実績を基に再度将来推計を行い、より実効性のある計画に見直します。

2 見直しの内容

◎水道事業、公共下水道事業 共通

(1) 給水人口、下水道接続人口の見直し

現経営戦略上の給水人口、下水道接続人口の推計が実績と乖離していることから、実績値を基に減少率を算出します。あわせて、有収水量も推計し直し料金収入を見込みます。

(2) 経営戦略のローリング周期を明記

計画期間は10年としますが、環境変化等を踏まえた目標の再設定や戦略の修正・再策定の検討などの必要な改善を行うため、概ね5年ごとに経営戦略を見直すこととし、経営戦略中にもローリング周期を明記します。

○水道事業のみ

(1) 改定後水道料金の反映

令和2年10月に完了した水道料金の改定を、経営戦略に反映します。

(2) アセットマネジメントによる水道施設工事費の反映

施設の重要度、老朽度を勘案したうえで、予防保全的な補修などにより、施設の長寿命化を図り、更新費用の逡減を図るため、「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）」を令和2年3月に作成しました。この計画に基づく、年度ごとの工事費用を経営戦略に反映します。

(3) その他

その他の計画値も、旧簡易水道事業を統合した平成30年4月からの実績値を検証し、乖離があれば見直します。

○公共下水道事業のみ

(1) 公営企業会計移行による推計値の見直し

令和2年4月の公営企業会計移行に伴い、推計を見直し、経営戦略に反映します。

(2) 建設改良事業の進捗に伴う事業費の反映

浜田処理区下水道整備、ストックマネジメント改築等の建設改良事業の進捗に伴う影響を経営戦略に反映します。

(3) その他

農集、漁集、生排の3特別会計は令和6年4月1日に公営企業会計へ移行し、公共下水道事業も含めた「下水道事業会計」として一本化を予定しているため、令和7年度に下水道事業として経営戦略を見直します。

3 今後のスケジュール

令和4年 3月～	<ul style="list-style-type: none">・常設の諮問機関である水道事業審議会に経営戦略（案）を提案・公共下水道事業については、委員選任後、下水道審議会を設置し、経営戦略（案）を提案
〃 4月～5月	各審議会での審議を踏まえ、経営戦略（案）を修正
〃 6月	6月定例会議の福祉環境委員会に経営戦略の概要を報告し議論
〃 7月	各事業審議会に福祉環境委員会での議論を報告し、さらに審議
〃 9月	9月定例会議の福祉環境委員会に審議後の経営戦略を報告

水道事業広域化の取組みについて

このことについて、水道事業広域化の推進に当たっては、平成 31 年 1 月 25 日付け総務省・厚生労働省通知（「水道広域化推進プラン」の策定について）に基づき、島根県が同プランの策定主体となり、水道事業者間における議論の調整等を進めてこられたところです。

一方、水道事業者においては、分析・研究に必要な情報を島根県へ提供するとともに、広域化に対するそれぞれの意見や考え方を共有してきました。このような取組が進められる中、本市においても一部、実現に向けた具体的な議論が進みつつあり、その内容や今後の方向性について、以下のとおり報告します。

記

1 水道広域化推進プラン

(1) 広域化の必要性及び目的

県内の水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加、耐震化への対応などにより、今後、経営環境は更に厳しさを増すことが想定される。そこで、水道事業の広域的な連携の推進により、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を図り、水道事業の持続的な経営を確保する。

(2) 策定主体

都道府県

(3) 策定期限

令和 5 年 3 月末

2 これまでの経緯及び取組状況

【平成 28 年度～平成 30 年度】

広域化の検討体制の構築、検討会（計 6 回）、検討会報告書公表
（平成 31 年 3 月、浜田市議会福祉環境委員会に取組状況を報告）

【令和 3 年度】

プラン検討会（計 4 回）、隣接する水道事業者との意見交換会及び現地合同視察、
浜田・県央ブロック意見交換会

3 今後のスケジュール

県は、プラン策定に向け、令和4年度に於いて数回の検討会の開催を予定しています。市は、この検討会に参加し、県や関係自治体との情報共有及び意見交換を行うとともに、市議会に対し適宜、進捗状況等について情報提供を行う予定です。また、プラン策定後は、本市の配水計画を踏まえ、その実現可能性について本格的な検討を行っていきます。

金城地域断水防止対策について

令和4年1月27日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を、下記のとおり報告します。

記

1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

1月31日（月） 竣工

2 下ノ原配水池系流量把握調査

3月3日（木） 流量把握設備設置工事入札

3 波佐浄水場送水能力の増強（検討事項）

令和3年11月12日（金）～3月25日（金）

波佐第3、第4水源地揚水量調査業務委託 契約期間

4 広報活動および配備体制のまとめ

(1) 水道施設凍結防止対策の広報活動

ケーブルテレビ放映	ケーブルテレビ放映回の youtube 登録
広報はまだ掲載	凍結対策パンフレット全戸配布
公用車、庁舎階段等への掲示	総合窓口課広告モニター
本庁地下デジタルサイネージに掲載	浜田市HPによる啓発
防災防犯メール等 SNS	防災無線放送（旧那賀郡地域）
水道メーター検針時のチラシ配布	民生児童委員、まちづくりセンターへ協力依頼

(2) 凍結災害発生時の体制整備

水道施設凍結災害予防連絡会議開催	水道施設凍結災害想定訓練実施
凍結災害発生時動員名簿作成	止水栓台帳作成（金城地域）
最低気温の確認を行い配備体制基準に応じて対応 (2/22 までの対応は右記のとおり)	・住民への注意喚起 11回（対象日数28日） ・市関連施設への注意喚起 2回 ・休日の職員待機 9回 ・住民からの問い合わせ 無し（水道管凍結・漏水に関するもの）

浜田市水道事業協同組合の解散について

浜田市内の水道事業者で構成し、浜田市水道事業の各種業務を受注していた一般社団法人 浜田市水道事業協同組合が、3 月 31 日をもって解散されることとなりました。

このため、令和 4 年 4 月 1 日以降の業務の委託については、浜田市内の水道事業者との直接契約となります。この対応について、これまでの経過を下記のとおり報告します。

なお、お客様へのサービス提供には、影響ありません。

記

1 経過

- ・ 令和 3 年 12 月 16 日 浜田市水道事業協同組合臨時総会で解散決議
- ・ 令和 3 年 12 月 21 日 上下水道部に書面にて解散報告

2 現在の主な委託業務

- ・ 電話受付業務・・・休日等における水道管漏水情報の受付
- ・ 修繕業務・・・・水道施設の修繕業務
- ・ 検針業務・・・・水道メーターの定期検針
- ・ 施設巡回業務・・・・水道施設の定期巡回業務
- ・ 開閉栓業務・・・・休日等における水道開閉栓作業

3 今後の対応

- ・ お客様へのサービスに影響しないよう、各地域の状況に応じた水道施設の維持管理について、現在の受注者である浜田市水道事業協同組合と引き継ぎ協議を行っています。

不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について

本事案は、全国で利用している水道管に使用されている塗料について、公益社団法人日本水道協会（JWWA）の品質認証を不正に取得していた疑いがある事案です。

浜田市上下水道部としては、日本水道協会からの情報提供に伴い対応してまいりました。

これまでの経過と対応は下記のとおりです。

記

1 不適切行為の内容

(1) 令和4年1月11日

神東塗料(株)から、日本水道協会に以下のとおり報告された。

- ① JWWA 規格認証取得時に、同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得した。
- ② JWWA 規格認証品の中に指定外原料が使用されているものがある。

(2) 日本水道協会からは継続的に情報が発出され、不適切行為の対象となる材料の報告や、日本水道協会の対応が示された。

2 上下水道部の対応

(1) 製品の安全性が確認されるまでの間、対象となる塗料を使用した材料の使用を中止した。

(2) 日本水道協会より、対象となる塗料を使用した製品の取り扱いが示されたことを受け、順次使用を再開した。

3 工事への影響

浜田市発注工事では、工事工程に大きな影響を及ぼすことはなかった。

4 確認事項

(1) 毎月行っている定期水質検査において、これまで異常は確認されておりません。

(2) 当該塗料は、主に水道管の外面で使用されており、継ぎ手の内面で水道水に接触する部分が一部あります。

浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の改正について

浜田市では、汚水処理普及率の向上に向けて、公共下水道などの集合処理の整備と、個人が設置する合併処理浄化槽への補助を行っています。

合併処理浄化槽への補助は、設置に対する補助と、単独浄化槽から転換する場合に宅内配管や浄化槽撤去に対しての補助を実施しています。

さらなる汚水処理普及率の向上のため、くみ取り槽から転換する場合にも、宅内配管やくみ取り槽撤去に対し補助対象範囲を拡大の方向で、補助金交付要綱の改正を予定しています。

【改正の概要】

1. くみ取り槽から転換する場合、既存のくみ取り槽の撤去費用に対して上限 9 万円の補助を行う。なお、撤去とはくみ取り槽内の抜取り処分、本体を掘り起こして処分する費用とする。(新設)
2. くみ取り槽から転換する場合、宅内配管工事費用に対して上限 30 万円の補助を行う。(新設)

※既設住宅の建て替え及び増築に伴うくみ取り槽からの転換の場合、住宅工事の一環とみなされる配管工事費用は補助対象外となる。ただし、くみ取り槽の撤去費用は補助対象となる。

【施行予定日】 令和 4 年 4 月 1 日施行予定

【参考】浄化槽設置整備事業補助金の実績

	新 築	改 築		合 計
		単独浄化槽から	くみ取り便槽から	
令和 2 年度	80 基	4 基	22 基	106 基
令和 3 年度 (R4.2.18 現在)	93 基	4 基	14 基	111 基

水道料金の未請求について

このことについて、下記のとおり水道料金の未請求事案が発生したので、報告いたします。

記

- 1 判 明 日 令和4年2月28日（月）
- 2 対 象 地 域 清水町及び殿町の一部
- 3 件 数 99件（納付書13件、口座振替86件）
- 4 概 要 令和4年1月検針分（令和3年12月から令和4年1月使用分）のうち、99件の未請求があった。
- 5 原 因 料金システムの不具合（二つのプログラムが同時進行したため、検針済みフラグが上書き消去されてしまった）
- 6 お客様への対応 対象の方には、1か月遅れで水道料金を請求する。
 - ・電話でお詫びと対応を説明 3月1日（火）
 - ・お知らせ（お詫び）文書発送 3月4日（金）
 - ・納付書発送 3月4日（金）
 - ・口座振替 3月31日（木）
 - ・納入期限 3月31日（木）
- 7 対 策 当面、作業工程を変更し対応する。
今後、同様の事故が無いよう、システムの見直しを依頼中。